

証券コード 3550  
2023年5月12日  
(電子提供措置の開始日2023年5月2日)

株 主 各 位

兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号  
株式会社スタジオアタオ  
代表取締役社長 瀬尾訓弘

## 第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第19期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト

<https://www.studioatao.jp/ir/irnews.htm>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2023年5月26日（金曜日）午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年5月29日（月曜日）午後1時30分
2. 場 所 兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号  
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場  
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

### 3. 目的事項

#### 報告事項

1. 第19期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第19期（2022年3月1日から2023年2月28日まで）計算書類報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案** 剰余金処分の件  
**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件  
**第3号議案** 監査等委員である取締役3名選任の件  
**第4号議案** 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

---

#### 【新型コロナウイルス感染症への対応について】

本株主総会に出席される株主様は、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をお確かめのうえご来場賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会開催日時点での流行状況によっては、本株主総会会場においてマスク着用をお願いする場合がございますので、必ずマスクをご持参くださいますようお願い申し上げます。

また、今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、当社ウェブサイト（<https://www.studioatao.jp>）に掲載させていただきます。

なお、当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

# 事業報告

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当連結会計年度の事業の状況

#### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、活動制限の緩和により消費活動が徐々に正常化に向かう一方、ロシア・ウクライナ情勢に起因する世界的なエネルギー価格の高騰や急激な円安による為替相場の変動など、景気の先行きは依然として不透明な状況が続いております。

このような環境の中、当社グループは、「ファッションにエンタテインメントを」を理念とし、オリジナルバッグ・財布等の提供を通じて「お客様に非日常のワクワク感を提供すること」を目指し、引続き販売促進費への投資やSNS活動の強化等を行っております。また、店舗とECのOMOを実現し、当社が展開する各ブランド価値の更なる向上、顧客サービスの強化、売上及び利益の一層の拡大を図るべく、ATAO（アタオ）、IANNE（イアンヌ）、ILEMER（イルメール）、StrawberryMe（ストロベリーミー）、Atelier Atao（アトリエアタオ）のオンラインサイトが集積したモール型の新ECサイト「ATAOLAND+（アタオランドプラス）」を2022年5月にオープンし、同年8月以降に同ECサイトに係るプロモーションを本格化しております。加えて、キャラクターブランドであるILEMERのブランド価値向上のための投資を継続し、サプライズ・ハッピードールの関連商品等の拡充を図るとともに、新たに玩具類及びオリジナルスイーツに関する同ブランドのライセンス商品の展開を開始しております。

その結果、当連結会計年度の販売業態別の売上高は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響の低減やATAO京都店の新規出店等の影響により、店舗販売が1,762,143千円(前連結会計年度比24.5%増)となりました。また、収益認識会計基準等の新規適用等の影響があった一方、ATAOLAND+への移行に伴う旧ECサイトに係る販売促進費の抑制や旧ECサイトに係る知的財産権及び顧客情報等が旧ECサイトの運営委託先である株式会社デジサーチアンドアドバタイジングに帰属する契約となっていたこと等の影響により、インターネット販売が1,903,930千円(同10.4%減)となりました。

以上により、当連結会計年度の業績は、売上高が3,709,366千円(前連結会計年度比2.6%増)となり、ATAOLAND+への移行に伴う販売促進費の強化、

ATAOブランドのテレビCMを含むプロモーションの実施、在庫評価損の計上等により、営業損失は256,813千円(前連結会計年度は営業利益12,751千円)、経常損失は245,092千円(前連結会計年度は経常利益11,234千円)、親会社株主に帰属する当期純損失は228,786千円(前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失21,877千円)となりました。

## ② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は、216,041千円であり、その主なものは新規出店や移転拡張リニューアル、本社移転及び自社ECサイトのオープンに伴う撮影スタジオの開設に係る投資であります。

## (2) 財産及び損益の状況

### ① 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年 2 月期)	第 17 期 (2021年 2 月期)	第 18 期 (2022年 2 月期)	第 19 期 (当連結会計年度 (2023年 2 月期))
売 上 高 (千円)	4,142,804	4,005,491	3,616,170	3,709,366
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	789,225	95,009	11,234	△245,092
親会社株主に帰属 する当期純利益 又は親会社株主に 帰属する当期純損失(△) (千円)	540,108	35,011	△21,877	△228,786
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 又は 1 株 当 た り 当 期 純 損 失 (△) (円)	42.55	2.60	△1.56	△16.32
総 資 産 (千円)	2,988,744	4,262,775	3,756,986	3,799,541
純 資 産 (千円)	2,442,401	2,934,626	2,857,326	2,564,415
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	191.57	209.70	203.74	182.78

(注) 当連結会計年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、当連結会計年度に係る数値については、収益認識会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第 16 期 (2020年2月期)	第 17 期 (2021年2月期)	第 18 期 (2022年2月期)	第 19 期 (当事業年度) (2023年2月期)
売 上 高 (千円)	4,142,804	4,005,491	3,616,170	3,709,366
経 常 利 益 又は経常損失(△) (千円)	788,024	93,808	10,034	△245,792
当 期 純 利 益 又は当期純損失(△) (千円)	539,344	34,246	△22,641	△229,162
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 又は1株当たり 当期純損失(△) (円)	42.49	2.54	△1.62	△16.34
総 資 産 (千円)	2,975,694	4,248,423	3,740,461	3,788,884
純 資 産 (千円)	2,434,009	2,925,470	2,847,405	2,554,118
1 株 当 たり 純 資 産 (円)	190.91	209.04	203.03	182.05

(注) 当事業年度の期首より、「収益認識に関する会計基準」(改正企業会計基準第29号 2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(改正企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日)の適用に伴い、当事業年度に係る数値については、収益認識会計基準等を適用した後の数値となっております。

### (3) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社の状況  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社	20,000千円	100%	イタリアファッションブランド 「Roberta di Camerino」の企画 管理及び直営店での小売販売

(注) 2023年4月12日開催の取締役会において、ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社を解散し、清算することを決議しております。

### (4) 対処すべき課題

当社グループは、「新規販売チャネルの展開」「店舗とECのOMOの実現」「生産体制の強化」「人材の確保・育成」「模倣品等への対策の強化」「内部管理体制の強化」「財務体質の強化」を対処すべき特に重要な課題としており、その実現に向けて、引続き積極的に取り組んでまいります。

#### ① 新規販売チャネルの展開

当社グループは、継続的な成長及び企業価値の拡大を図り、より多くの消費者ニーズに応えるため、海外進出、キャラクタービジネス、ライセンス事業等の新規販売チャネルの開拓を推進してまいります。そのため、システム投資、広告宣伝費等の追加費用が発生する可能性があります。消費者の購買行動の変化に対して適時・適切に対応するとともに、事業拡大に伴う新たなお客様層の獲得を通じて、経営の安定化に取り組んでまいります。

#### ② 店舗とECのOMOの実現

OMO（※）の実現及びEC事業におけるさまざまな業務の効率化と最適化、一部内製化を実施することにより、各ブランド価値の向上を図るとともに売上及び利益を中長期的に拡大することに取り組んでまいります。

（※）OMO（Online Merges with Offline）とは、店舗とECの融合を図ることにより、顧客体験を向上させることを目的としたマーケティング手法のことをいいます。

#### ③ 生産体制の強化

当社グループでは、お客様のニーズにより早く、確かな品質で応えることができるような供給システムを構築するため、技術指導等による生産管理委託先及び生産工場の育成に取り組んでまいります。

④ 人材の確保・育成

当社グループにとって、店舗従業員等の確保・育成は重要な経営課題であり、優秀な人材確保のため、様々な採用チャネルを活用していく方針です。当期においても新卒採用を継続して行い、店舗やECサイトの運営に必要な人材の確保に努めております。また、転勤のない正社員の採用や時短勤務を取り入れる等、雇用形態や働き方の多様化も図ってまいります。

⑤ 模倣品等への対策の強化

当社グループは、当社グループのブランドや商品と混同させてお客様に販売しようとする悪質な行為や当社グループの商品画像を悪用した詐欺サイト等については、お客様からの信頼を損ない、また、当社グループのブランド価値を毀損する可能性があるかと認識しており、この様な行為への対応を更に強化してまいります。

⑥ 内部管理体制の強化

当社グループの円滑な拡大を支えていくために、業況推移を常時正確に把握し、適時・適切に経営判断へ反映させていくことが、重要であると考えております。こうした観点から、内部管理体制の一層の充実、管理部門の体制強化を図ってまいります。

⑦ 財務体質の強化

当社グループは、経済環境の急激な変化等に備えるとともに、中長期的な安定成長を実現させるべく、財務体質の更なる強化を図ってまいります。

**(5) 主要な事業内容**（2023年2月28日現在）

当社グループは、オリジナルバッグ等の企画・販売、直営店舗の運営、インターネット店舗の運営、キャラクター商品の企画・販売を主な事業としております。

**(6) 主要な事業所**（2023年2月28日現在）

① 当社

本	社	兵庫県神戸市中央区
東	京	東京都中央区
物	流	広島県三原市
倉	庫	
店	舗	ATAOアタオランド店（神戸市中央区） ATAO新宿店（東京都新宿区） ATAO有楽町店（東京都千代田区） ATAO横浜店（横浜市西区） ATAO名古屋店（名古屋市中区） ATAO大丸梅田店（大阪市北区） ATAO京都店（京都市下京区） IANNEアタオランド店（神戸市中央区） ILEMERアタオランド店（神戸市中央区） ILEMER avec le ianne有楽町店（東京都千代田区） StrawberryMe京都本店（京都市下京区） ROBERTAアタオランド店（神戸市中央区）

② 子会社

ロペルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社	本社（東京都中央区）
------------------------------	------------



## (7) 使用人の状況 (2023年2月28日現在)

### ① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
71 (3) 名	0名

- (注) 1. 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。  
2. 当社グループはファッションブランドビジネス事業のみの単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

### ② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
71 (3) 名	0名	32.1歳	5.6年

- (注) 使用人数は就業人員であり、契約社員を含む臨時雇用者数は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## (8) 主要な借入先の状況 (2023年2月28日現在)

借入先	借入額
株式会社三井住友銀行	616,440千円
株式会社三菱UFJ銀行	300,000千円

## (9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況（2023年2月28日現在）

- ① 発行可能株式総数 48,000,000株
- ② 発行済株式の総数 14,037,000株（自己株式 7,296株を含む）
- ③ 株主数 4,401名
- ④ 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
瀬 尾 訓 弘	3,515,600株	25.06%
株 式 会 社 セ ブ ン オ ー	2,300,000	16.39
黒 越 誠 治	1,230,000	8.77
株 式 会 社 九 六	1,230,000	8.77
長 南 伸 明	420,400	3.00
籠 谷 雅	245,000	1.75
時 津 昭 彦	206,100	1.47
渡 辺 薫	145,500	1.04
山 口 敬 之	139,000	0.99
上 田 八 木 短 資 株 式 会 社	105,200	0.75

(注) 持株比率は自己株式（7,296株）を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2023年2月28日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	瀬尾訓弘	ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社代表取締役社長
取締役	籠谷雅	事業部ゼネラルマネージャー
取締役	長南伸明	経営戦略室長 株式会社gumi社外取締役（監査等委員） UUUM株式会社社外取締役（監査等委員） SFPホールディングス株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社UPSIDER社外監査役
取締役	山口敬之	管理部ゼネラルマネージャー パリュックリエーション株式会社社外監査役 株式会社エビリー社外監査役
取締役（監査等委員）	松本浩介	ビクスタ株式会社社外取締役（監査等委員） KLab株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバー・バズ社外取締役
取締役（監査等委員）	吉羽真一郎	潮見坂総合法律事務所パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバー・バズ社外取締役（監査等委員） 株式会社ハマイ社外取締役（監査等委員） フリーユ株式会社社外監査役
取締役（監査等委員）	中島由紀子	中島公認会計士事務所代表 株式会社Orchestra Holdings社外監査役

- (注) 1. 監査等委員である取締役松本浩介氏、吉羽真一郎氏及び中島由紀子氏は、社外取締役であります。
2. 監査等委員である取締役中島由紀子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして、監査等委員会事務局を設置しており、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
4. 当社は、社外取締役全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

### ② 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

### ③ 取締役の報酬等

#### イ. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の決定方針について決議しており、その内容は以下の通りであります。

##### a. 基本方針

当社の取締役の報酬は、各職責等を踏まえた適正な水準とし、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう株主利益と連動した報酬体系とすることを基本方針としております。具体的には、取締役（監査等委員を除く）の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、監督機能を担う取締役（監査等委員）については、その職務に鑑み、原則として基本報酬のみを支払うこととしております。

##### b. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準等も考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとしております。

##### c. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等（株式報酬）の内容及び額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、原則として、業績指標を反映した現金報酬とし、各事業年度の連結営業利益の目標値に対する達成度合い等に応じて算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給することとしております。なお、当事業年度においては該当はありません。

非金銭報酬等は、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与すると共に、株主との一層の価値共有を進めることを目的として譲渡制限付株式報酬制度を導入し、職位、職責、会社への貢献度や今後期待される役割等を勘案の上、毎年、一定の時期あるいは複数年度分を一括して付与することとしております。また、中長期的なインセンティブとして機能するよう、原則として譲渡制限期間を当社の取締役等を退任または退職するまでとしております。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

取締役（監査等委員を除く）の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準等を踏まえ、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能するよう一定割合を金銭報酬以外の報酬とすることとしております。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬、業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等（株式報酬）の額の配分とすることとしております。

当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、監査等委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、上記の委任をうけた代表取締役社長は、当該答申の内容に従って決定をしなければならないこととしております。

ロ. 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		対象となる 役員の員数
		基本報酬	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	128,257千円 （－）	75,000千円 （－）	53,257千円 （－）	4名 (0)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	8,100 ( 8,100)	8,100 ( 8,100)	—	3 (3)
合 計 （うち社外取締役）	136,357 ( 8,100)	83,100 ( 8,100)	53,257 （－）	7 (3)

- (注) 1. 非金銭報酬の内容は譲渡制限付株式報酬であり、当事業年度における費用計上額を記載しております。
2. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2017年5月29日開催の第13期定時株主総会において、年額200,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名であります。
3. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2017年5月29日開催の第13期定時株主総会において、年額20,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員）の員数は、3名であります。
4. 取締役（監査等委員を除く）の譲渡制限付株式報酬の報酬限度額は、2020年5月25日開催の第16期定時株主総会において、年額380,000千円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の取締役（監査等委員を除く）の員数は、4名であります。
5. 取締役会は、代表取締役社長瀬尾訓弘に対し、各取締役（監査等委員を除く）の基本報酬等の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当業務の評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。当該権限が適切に行使されるよう、委任された内容の決定にあたっては、監査等委員会に原案を諮問し答申を得ることとされていること等から、当社取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等が上記決定方針に沿うものであると判断しております。

#### ④ 社外役員に関する事項

##### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役（監査等委員）松本浩介氏は、ピクスタ株式会社、KLab株式会社の社外取締役（監査等委員）並びに株式会社サイバー・バズの社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）吉羽真一郎氏は、潮見坂綜合法律事務所のパートナー及び株式会社サイバー・バズ、ウォンテッドリー株式会社、株式会社ハマイの社外取締役（監査等委員）並びにフリー株式会社社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ・取締役（監査等委員）中島由紀子氏は、中島公認会計士事務所の代表並びに株式会社Orchestra Holdingsの社外監査役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

##### ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況、発言状況及び 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要
取締役 (監査等委員) 松本浩介	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席いたしました。出席した取締役会において、他社の代表取締役や上場会社のCFO等を歴任したことによる上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウントビリティ等に関して、経営全般の観点から適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 吉羽真一郎	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席いたしました。弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、上場会社の取締役及び監査役等を歴任しており、上場会社としてのコーポレートガバナンス等に関し、適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。
取締役 (監査等委員) 中島由紀子	当事業年度に開催された取締役会16回のうち16回出席いたしました。公認会計士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、上場会社の社外監査役等を歴任しており、上場会社としてのコーポレートガバナンス等に関し、適宜、必要な発言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査等委員会12回のうち12回出席し、監査結果についての意見交換等、専門的知見から適宜、必要な発言を行っております。

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条及び当社定款第27条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が3回ありました。

#### (4) 会計監査人の状況

① 名称 EY新日本有限責任監査法人

② 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	19,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	19,500千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人から説明を受けた監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が当社の事業規模、事業内容に対応したものであるかを検討した結果、これらについて適切であると判断し、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

③ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。



### 3. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

当社は、2017年5月29日付で監査等委員会設置会社へ移行しております。それに伴い、2017年5月29日開催の取締役会において、「内部統制システムの整備に関する基本方針」を改定しており、改定後の内容は以下のとおりであります。

#### (1) 業務の適正を確保するための体制についての決議内容

- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行に係る情報及び文書の取り扱い、法令及び「文書管理規程」の定めるところにより、適切かつ検索性の高い状態で記録・保存・管理する。
  - ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び監査等委員である取締役の要求があった場合には、担当部署はいつでも当該請求のあった文書を提出する。
  
- ② 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
  - ・当社のリスク管理に関する基本的事項を定め、経営を取り巻く様々なリスクに対して的確な管理・実践を行うべく「リスク管理規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
  - ・当社の経営又は事業活動に重大な影響を与える危機が発生したときには、リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、代表取締役を本部長とする「対策本部」を直ちに設置し、会社が被る損害を防止又は最小限に止める。
  - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のリスク管理状況を確認する。
  
- ③ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - ・取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催し、取締役会を通じて個々の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の業務執行が効率的に行われているかを監督する。
  - ・取締役会は、中期経営計画及び各事業年度の予算を決定し、各部門がその目標達成のための具体案を立案、実行する。
  - ・「取締役会規程」、「組織規程」、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」等を定めることにより、取締役会、代表取締役及び各取締役（監査等委員である取締役を除く。）の役割と権限を明確にする。

- ④ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ・取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合し、かつ企業倫理の遵守及び社会的責任を果たすため、「コンプライアンス規程」を定め、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人に周知徹底する。
  - ・コンプライアンス体制の構築、維持を図り、法令等に違反する行為、違反の可能性のある行為又は不適切な取引を未然に防止し、取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人の法令遵守体制の強化を図る。
  - ・内部監査担当者は、「内部監査規程」に基づく内部監査を通じて、各部門のコンプライアンス状況、業務執行状況を確認する。
  - ・法令・諸規則及び諸規程に反する行為等を早期に発見し是正すべく、外部の法律事務所を窓口とする内部通報制度を運用する。
- ⑤ 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ・「関係会社管理規程」に基づき、子会社の事業を統括的に管理する部署を定め、子会社におけるコンプライアンス状況、リスク管理状況等を把握するとともに、職務の執行状況の報告を受ける。また、子会社における重要事項の決定にあたっては、当社の取締役会の承認を受けるものとする。
  - ・内部監査担当者は、子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を監査する。
  - ・子会社の使用人を内部通報制度の利用者に含める。
- ⑥ 監査等委員である取締役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性に関する事項及び監査等委員である取締役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ・監査等委員である取締役がその補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）を置くことを求めた場合は、監査等委員である取締役と協議の上で補助使用人を任命する。
  - ・補助使用人は、原則として業務の執行に係る役職を兼務せず、監査等委員である取締役の指揮命令の下で職務を遂行し、補助使用人の異動・評価等については監査等委員である取締役の同意を要する。

- ⑦ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人が監査等委員である取締役に報告をするための体制その他の監査等委員である取締役への報告に関する体制
- ・ 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び子会社の取締役及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項については、速やかに監査等委員である取締役に報告する。
  - ・ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は内部監査の実施状況、リスク管理状況、コンプライアンス状況、内部通報制度で通報された事案の内容のほか、監査等委員である取締役からの要請に応じて必要な報告を行う。
- ⑧ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ・ 当社及び子会社は前号の報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ・ 監査等委員である取締役の職務の執行に必要な費用又は債務については、監査等委員である取締役の請求に従い支払その他の処理を行う。
- ⑩ その他監査等委員である取締役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ・ 代表取締役及び内部監査部門は、監査等委員である取締役と定期的に意見交換を行う。
  - ・ 監査等委員である取締役は取締役会以外の重要な会議にも出席できるものとする。
  - ・ 監査等委員である取締役が法律・会計等の専門家から監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。
- ⑪ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的考え方及びその整備状況
- ・ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、関係行政機関や顧問弁護士等と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記の業務の適正を確保するための体制（内部統制システムの整備に関する基本方針）の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

当事業年度は取締役会を16回開催し、法令又は定款に定められた事項及び経営上の重要な事項の決議等を行うとともに、各取締役の職務執行の監督を行いました。

当事業年度は監査等委員会を12回開催し、監査方針等の策定を行うとともに、監査結果等についての意見交換を行っております。監査等委員3名は全て社外取締役であり、取締役会及びその他の重要な会議に出席すること等により、意思決定の過程及び職務の執行状況を把握、監視するとともに、代表取締役、内部監査担当者及び会計監査人と定期的な意見交換を実施しております。

内部監査については、内部監査担当者が監査計画を策定の上、業務全般に関して法令、定款及び社内規程等の遵守状況や職務執行の手続の妥当性等について内部監査を実施し、その結果を代表取締役及び監査等委員である取締役に報告しております。

## 4. 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

## 連結貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	2,979,775	流動負債	610,740
現金及び預金	1,834,598	買掛金	82,615
売掛金	157,611	一年内返済予定の長期借入金	359,772
商品	853,512	未払法人税等	6,319
その他	134,054	ポイント引当金	1,009
固定資産	819,766	その他	161,024
有形固定資産	317,143	固定負債	624,384
建物及び構築物	285,526	長期借入金	556,668
その他	31,617	退職給付に係る負債	23,163
無形固定資産	7,778	資産除去債務	44,553
投資その他の資産	494,843	負債合計	1,235,125
長期前払費用	300,682	(純資産の部)	
繰延税金資産	41,309	株主資本	2,564,415
その他	152,852	資本金	398,961
		資本剰余金	394,699
		利益剰余金	1,770,830
		自己株式	△76
		純資産合計	2,564,415
資産合計	3,799,541	負債純資産合計	3,799,541

# 連結損益計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		3,709,366
売 上 原 価		1,267,912
売 上 総 利 益		2,441,454
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,698,268
営 業 損 失 (△)		△256,813
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	540	
受 取 保 険 金	13,860	
そ の 他	166	14,566
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,844	2,844
経 常 損 失 (△)		△245,092
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	2,445	2,445
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	90	90
税 金 等 調 整 前 当 期 純 損 失 (△)		△242,736
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,179	
法 人 税 等 調 整 額	△16,129	△13,949
当 期 純 損 失 (△)		△228,786
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 損 失 (△)		△228,786

## 連結株主資本等変動計算書

(2022年 3 月 1 日から  
2023年 2 月 28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					純資産合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計	
当連結会計年度期首残高	398,961	388,961	2,069,740	△338	2,857,326	2,857,326
当連結会計年度変動額						
親会社株主に帰属する当期純損失			△228,786		△228,786	△228,786
剰余金の配当			△70,123		△70,123	△70,123
自己株式の処分		5,738		261	6,000	6,000
当連結会計年度変動額合計	—	5,738	△298,910	261	△292,910	△292,910
当連結会計年度末残高	398,961	394,699	1,770,830	△76	2,564,415	2,564,415

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 1社
- ・主要な連結子会社の名称 ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式会社

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 会計方針に関する事項

##### ① 重要な資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産

- ・商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

##### ② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 5年～50年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

##### ③ 重要な引当金の計上基準

ポイント引当金

販売促進を目的として顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

##### ④ 退職給付に係る会計処理の方法

当社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

##### ⑤ 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、主に一般消費者向けにオリジナルバッグや財布、キャラクター商品を販売しており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品を引き渡した時点で充足されると判断し、商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

また、当社グループにおいて独自のポイント制度を導入しており、付与したポイントを履行義務として識別して取引価格の配分を行い、ポイントの利用に応じて履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。



## 2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

### ①本人取引に係る収益認識

当社グループの取引先の一部である百貨店及びインターネット販売に係る株式会社デジサーチアンドアドバタイジングに対する消化卸方式に基づく収益については、従来は卸売先から受け取る対価の額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割(本人又は代理人)を判断した結果、一般顧客に対する販売価額を収益として認識する方法に変更しております。

### ②自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループにおいては、独自のポイント制度を導入しており、顧客に対して当社商品の購入等に応じてポイントを付与しております。従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債として流動負債の「その他」に計上する方法に変更しております。なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して収益を認識しております。また、従来はポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が407,162千円増加するとともに、販売費及び一般管理費が同額増加し、営業損失、経常損失及び税金等調整前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、この適用による連結計算書類への影響はありません。

## 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産 41,309千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画等を基礎としており、過去及び当連結会計年度の経営成績等を総合的に勘案の上、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づいて課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討においては、店舗及び事業ごとの固有の経済条件を主要な仮定としておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績値が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の取崩により、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

#### 4. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 売掛金のうち、顧客との契約から生じた債権の残高	157,611千円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	119,819千円
(3) 流動負債の「その他」のうち、契約負債の残高	43,627千円

#### 5. 連結損益計算書に関する注記

顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載していません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「8.収益認識に関する注記 (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

#### 6. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の種類及び総数  
普通株式 14,037,000株
- (2) 剰余金の配当に関する事項  
① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2022年5月30日 定時株主総会	普通株式	70,123千円	5円	2022年2月28日	2022年5月31日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり配当額	基準日	効力発生日
2023年5月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	70,148千円	5円	2023年 2月28日	2023年 5月30日

## 7. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については短期的な預金に限定し、資金調達については主に銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

### (2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。また、現金及び預金、売掛金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金含む)	916,440	915,111	△1,328

### (3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価  
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

①時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品  
当連結会計年度 (2023年2月28日)

区分	時価 (千円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金含む)	—	915,111	—	915,111

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金 (一年内返済予定の長期借入金含む) の時価は、元利金の合計額を新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 8. 収益認識に関する注記

### (1)顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社グループは、バッグ及び財布等の企画・販売を主とするファッションブランドビジネス事業のみの単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
インターネット販売	1,903,930千円
店舗販売	1,762,143
その他	43,291
顧客との契約から生じる収益	3,709,366
その他の収益	—
外部顧客への売上高	3,709,366

### (2)顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (3) 会計方針に関する事項⑤ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

### (3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報

#### ① 契約負債の残高等

	当連結会計年度 (自 2022年3月1日 至 2023年2月28日)
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	407,290千円
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	157,611
契約負債 (期首残高)	39,873
契約負債 (期末残高)	43,627

契約負債は、主に顧客への販売に伴って付与する自社ポイントであり、連結貸借対照表上、流動負債の「その他」に含まれております。

なお、当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた額に重要性はありません。

#### ② 残存履行義務に配分した取引価格

顧客に付与した自社ポイントに係る残存履行義務は、ポイントの利用に応じて概ね今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 182円78銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 16円32銭  |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うものであります。

### 2. 取得に係る事項の内容

- |                |   |
|----------------|---|
| (1) 取得対象株式の種類  | 当社普通株式  |
| (2) 取得し得る株式の総数 | 400,000株(上限)<br>(発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.85%) |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 1億円(上限)                                       |
| (4) 取得期間       | 2023年4月13日～2023年10月31日                        |
| (5) 取得方法       | 東京証券取引所における市場買付                               |

---

(注) 本連結計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 貸借対照表

(2023年2月28日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
流動資産	2,938,961	流動負債	610,380
現金及び預金	1,793,782	買掛金	82,571
売掛金	157,612	一年内返済予定の長期借入金	359,772
商品	853,512	未払金	107,734
前払費用	69,487	未払費用	1,911
その他	64,566	未払法人税等	5,995
固定資産	849,922	契約負債	43,627
有形固定資産	317,143	預り金	7,758
建物	281,487	ポイント引当金	1,009
構築物	4,038	<b>固定負債</b>	<b>624,384</b>
工具、器具及び備品	31,617	長期借入金	556,668
無形固定資産	7,478	退職給付引当金	23,163
ソフトウェア	7,478	資産除去債務	44,553
投資その他の資産	525,300	<b>負債合計</b>	<b>1,234,765</b>
関係会社株式	30,456	<b>(純資産の部)</b>	
出資金	50	株主資本	2,554,118
長期前払費用	300,682	資本金	398,961
差入保証金	118,672	資本剰余金	394,699
繰延税金資産	41,309	資本準備金	388,961
保険積立金	34,130	その他資本剰余金	5,738
		<b>利益剰余金</b>	<b>1,760,533</b>
		その他利益剰余金	1,760,533
		繰越利益剰余金	1,760,533
		自己株式	△76
		<b>純資産合計</b>	<b>2,554,118</b>
<b>資産合計</b>	<b>3,788,884</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>3,788,884</b>

# 損 益 計 算 書

( 2022年 3 月 1 日から  
2023年 2 月 28日まで )

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		3,709,366
売 上 原 価		1,267,912
売 上 総 利 益		2,441,454
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		2,698,904
営 業 損 失 (△)		△257,449
営 業 外 収 益		
受 取 家 賃	540	
受 取 保 険 金	13,860	
そ の 他	102	14,502
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	2,844	2,844
経 常 損 失 (△)		△245,792
特 別 利 益		
助 成 金 収 入	2,445	2,445
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	90	90
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△243,436
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,855	
法 人 税 等 調 整 額	△16,129	△14,273
当 期 純 損 失 ( △ )		△229,162

## 株主資本等変動計算書

(2022年3月1日から  
2023年2月28日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本								純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		自己株式	株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計			
当期首残高	398,961	388,961	—	388,961	2,059,820	2,059,820	△338	2,847,405	2,847,405
当期変動額									
当期純損失					△229,162	△229,162		△229,162	△229,162
剰余金の配当					△70,123	△70,123		△70,123	△70,123
自己株式の処分			5,738	5,738			261	6,000	6,000
当期変動額合計	—	—	5,738	5,738	△299,286	△299,286	261	△293,286	△293,286
当期末残高	398,961	388,961	5,738	394,699	1,760,533	1,760,533	△76	2,554,118	2,554,118



## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券
  - ・ 会社株式
- ② 棚卸資産
  - ・ 商品

移動平均法による原価法

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	5年～50年
工具、器具及び備品	3年～10年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

#### (3) 重要な引当金の計上基準

- イ. ポイント引当金
- ロ. 退職給付引当金

販売促進を目的として顧客に付与したポイントの使用に備えるため、将来利用されると見込まれる額を計上しております。

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を採用しております。

#### (4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は、主に一般消費者向けにオリジナルバッグや財布、キャラクター商品を販売しており、顧客との販売契約に基づいて商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、顧客に商品を引き渡した時点で充足されると判断し、商品の引き渡し時点で収益を認識しております。

また、当社において独自のポイント制度を導入しており、付与したポイントを履行義務として識別して取引価格の配分を行い、ポイントの利用に応じて履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

### 2. 会計方針の変更に関する注記

（収益認識に関する会計基準等の適用）

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取る見込まれる金額で収益を認識することとしております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は、以下のとおりであります。

#### ①本人取引に係る収益認識

当社の取引先の一部である百貨店及びインターネット販売に係る株式会社デジサーチアンドアドバタイジングに対する消化卸方式に基づく収益については、従来は卸売先から受け取る対価の額を収益として認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、一般顧客に対する販売価額を収益として認識する方法に変更しております。

#### ②自社ポイント制度に係る収益認識

当社においては、独自のポイント制度を導入しており、顧客に対して当社商品の購入等に応じて

ポイントを付与しております。従来は付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上しておりましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、取引価格の配分を行い、契約負債に計上する方法に変更しております。なお、ポイントの付与による履行義務は、ポイント利用に応じて充足されると判断して収益を認識しております。また、従来はポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上しておりましたが、売上高から控除する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当事業年度の売上高が407,162千円増加するとともに、販売費及び一般管理費が同額増加し、営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響はありません。また、利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。なお、この適用による計算書類への影響はありません

### 3. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産

41,309千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は将来減算一時差異等に対して、将来の収益力に基づく課税所得に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは翌期の事業計画等を基礎としており、過去及び当事業年度の経営成績等を総合的に勘案の上、企業会計基準適用指針第26号による企業分類に基づいて課税所得の見積可能期間を決定し、繰延税金資産の回収可能額を算定しております。

繰延税金資産の回収可能性の検討においては、店舗及び事業ごとの固有の経済条件を主要な仮定としておりますが、当該仮定は将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実績値が見積りと異なった場合には、繰延税金資産の取崩により、当事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

### 4. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額

119,819千円

- (2) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。

① 短期金銭債権

1千円

② 短期金銭債務

16千円

### 5. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

業務委託料

636千円

### 6. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式

7,296株

## 7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払事業税	1,048千円
商品評価損	54,368千円
減損損失	839千円
資産除去債務	13,633千円
契約負債	13,347千円
ポイント引当金	308千円
株式報酬費用	54,018千円
繰越欠損金	13,788千円
その他	15,831千円
繰延税金資産小計	167,184千円
評価性引当額	△115,928千円
繰延税金資産合計	51,256千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	9,947千円
繰延税金負債合計	9,947千円
繰延税金資産の純額	41,309千円

## 8. 関連当事者との取引に関する注記

役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(千円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
主要株主(個人)及びその親族が過半数を有している会社等	(株) デジサーチアンドアドバタイジング	東京都渋谷区	50,000	資金負担型ECフルフィルメント(D2C事業)、金融ストラクチャーの設計・実装、株式会社出資型の企業再生・起業、ハンズオンメディアの制作・運営、シェア型出資ファンド・総合型クラウドファンディングの運営	(被所有) 直接 一 [17.54]	当社商品の販売	商品の販売	885,573	売掛金	—
							販売促進費の支払	112,525	未払金	—
							手数料の支払	333,076		

- (注) 1. 議決権等の所有割合又は被所有割合の [ ] 内は、緊密な者又は同意している者の所有割合で外数となっております。
2. 取引条件については、市場の実勢価格等を参考にして交渉の上で決定しております。
3. 株式会社デジサーチアンドアドバタイジングとの商品販売基本契約は2022年7月末をもって終了しております。

## 9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	182円05銭
(2) 1株当たり当期純損失	16円34銭

## 11. 重要な後発事象に関する注記

(自己株式の取得)

当社は、2023年4月12日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、下記のとおり自己株式取得に係る事項について決議いたしました。

### 1. 自己株式の取得を行う理由

経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、自己株式の取得を行うものであります。

### 2. 取得に係る事項の内容

(1) 取得対象株式の種類	当社普通株式
(2) 取得し得る株式の総数	400,000株(上限) (発行済株式総数(自己株式を除く)に対する割合2.85%)
(3) 株式の取得価額の総額	1億円(上限)
(4) 取得期間	2023年4月13日～2023年10月31日
(5) 取得方法	東京証券取引所における市場買付

---

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月24日

株式会社スタジオアタオ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小市裕之  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 入山友作  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの2022年3月1日から2023年2月28日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社スタジオアタオ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

## 連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2023年4月24日

株式会社スタジオアタオ  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人  
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	小市裕之
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	入山友作

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社スタジオアタオの2022年3月1日から2023年2月28日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



#### 計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査等委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年3月1日から2023年2月28日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年4月25日

株式会社スタジオアタオ 監査等委員会  
監査等委員 (社外取締役) 松本浩介 ⑩  
監査等委員 (社外取締役) 吉羽真一郎 ⑩  
監査等委員 (社外取締役) 中島由紀子 ⑩

以上

## 株主総会参考書類

### 第1号議案 剰余金処分の件

当社は株主の皆様への利益還元を経営上の最重要課題のひとつと考え、安定配当の維持を基本としながら、今後の事業展開等を勘案して、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類  
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金5円 総額は70,148,520円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日  
2023年5月30日

**第2号議案** 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。）全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、当社の監査等委員会は、全ての取締役候補者について適任であると判断しております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	せ お くに ひろ 瀬 尾 訓 弘 (1976年4月3日)  再任	2000年4月 株式会社ベルシステム24入社 2002年12月 学校法人河合塾入社 2005年2月 当社設立 代表取締役社長（現任） 2015年5月 ロベルタ ディ カメリーノ ファー イースト株式会社代表取締役社長 （現任）  (重要な兼職の状況) ロベルタ ディ カメリーノ ファーイースト株式 会社代表取締役社長	3,515,600株
2	かご たに みやび 籠 谷 雅 (1977年7月4日)  再任	2002年4月 株式会社クリケット入社 2007年3月 有限会社イーコンセプトラブ入社 2009年5月 当社入社 2011年4月 当社事業部マネージャー 2013年3月 当社事業部ゼネラルマネージャー 2015年6月 当社取締役事業部ゼネラルマネー ジャー（現任）	245,000株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
3	ちよう なん のぶ あき 長 南 伸 明 (1973年9月9日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	1996年4月 太田昭和監査法人入所 1999年4月 公認会計士登録 2008年7月 新日本有限責任監査法人パートナ ー (現EY新日本有限責任監査法 人) 2015年8月 税理士登録 2015年9月 当社取締役 2016年3月 当社取締役経営戦略室長 (現任) 2017年7月 株式会社gumi社外取締役[監査等 委員] (現任) 2017年8月 UUUM株式会社社外取締役[監査 等委員] (現任) 2019年5月 SFPホールディングス株式会社社 外取締役[監査等委員] (現任) 2022年9月 株式会社 UPSIDER 社外監査役 (現任) (重要な兼職の状況) 株式会社gumi社外取締役 (監査等委員) UUUM株式会社社外取締役 (監査等委員) SFPホールディングス株式会社社外取締役 (監査 等委員) 株式会社 UPSIDER 社外監査役	420,400株
4	やま ぐち たか ゆき 山 口 敬 之 (1980年12月29日) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2003年4月 新日本有限責任監査法人 (現EY新 日本有限責任監査法人) 入所 2006年4月 公認会計士登録 2015年11月 当社入社 執行役員管理部ゼネラル マネージャー 2020年5月 当社取締役管理部ゼネラルマネー ジャー (現任) 2022年3月 パリユークリエーション株式会社 社外監査役 (現任) 2022年6月 株式会社エビリー社外監査役 (現 任) (重要な兼職の状況) パリユークリエーション株式会社社外監査役 株式会社エビリー社外監査役	139,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 瀬尾訓弘氏を取締役候補者とした理由は、当社の創業者として経営を担い、豊富な経験を有しており、現在は代表取締役として、経験に裏付けされた的確な視点から経営全般、重要事項の決定や業務遂行に対する監督等適切な役割を果たしており、取締役候補者といえました。
3. 籠谷雅氏を取締役候補者とした理由は、入社以来店舗管理や仕入・在庫管理に携わり、一連の幅広い業務経験及び知識を有しており、現在は事業部ゼネラルマネージャーとして、部門全体を牽引し、当社主力事業、マーケティング、商品企画、店舗スタッフ管理等の中心的な役割を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といえました。
4. 長南伸明氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待でき、現在は内部監査担当及び経営戦略室長として、コーポレートガバナンス体制の強化、予算策定等を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といえました。
5. 山口敬之氏を取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、このような経験と実績は取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待でき、また、入社以来管理部ゼネラルマネージャーとして部門全体を牽引し、コーポレートガバナンス体制の強化等を担っております。これらの経験及び実績を当社経営に活かすことができると判断し、取締役候補者といえました。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求をうけることによって生ずることのある損害について補填することを目的としており、各候補者が選任された場合には、その被保険者に含まれることとなります。



### 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

本總會終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
1	まつ もと こう すけ 松 本 浩 介 (1967年6月2日) 【社外取締役候補者】 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block; margin-top: 10px;">再任</div>	1998年6月 時刻表情報サービス株式会社取締役 1999年6月 時刻表情報サービス株式会社代表 取締役 2004年7月 株式会社ザッパラス取締役 2011年6月 株式会社enish取締役 2016年3月 ピクスタ株式会社社外取締役 2016年3月 KLab株式会社社外取締役[監査等 委員]（現任） 2016年5月 当社社外取締役 2017年5月 当社社外取締役[監査等委員]（現 任） 2018年6月 株式会社サイバー・バズ社外取締 役（現任） 2019年3月 ピクスタ株式会社社外取締役[監査 等委員]（現任） (重要な兼職の状況) ピクスタ株式会社社外取締役（監査等委員） KLab株式会社社外取締役（監査等委員） 株式会社サイバー・バズ社外取締役	一株

候補者 番号	ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
2	よし ば しんいちろう <b>吉 羽 真一郎</b> (1973年11月4日) <b>【社外取締役候補者】</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2011年10月 株式会社enish社外監査役 2015年1月 潮見坂総合法律事務所パートナー (現任) 2015年11月 ウォンテッドリー株式会社社外取 締役[監査等委員] (現任) 2017年5月 当社社外取締役[監査等委員] (現 任) 2018年6月 株式会社サイバー・バズ社外監査 役 2019年3月 株式会社ハマイ社外監査役 2019年6月 フリュー株式会社社外監査役 (現 任) 2021年3月 株式会社ハマイ社外取締役[監査等 委員] (現任) 2022年12月 株式会社サイバー・バズ社外取締 役[監査等委員] (現任) (重要な兼職の状況) 潮見坂総合法律事務所パートナー ウォンテッドリー株式会社社外取締役 (監査等委 員) 株式会社サイバー・バズ社外取締役 (監査等委 員) 株式会社ハマイ社外取締役 (監査等委員) フリュー株式会社社外監査役	一株
3	なか じま ゆきこ <b>中 島 由紀子</b> (1982年11月24日) <b>【社外取締役候補者】</b>  <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	2005年4月 株式会社東京組入社 2013年2月 有限責任あずさ監査法人入所 2018年5月 中島公認会計士事務所代表 (現任) 2018年8月 株式会社BitStar社外監査役 2020年3月 株式会社Orchestra Holdings 社外監査役 (現任) 株式会社Sharing Innovations 監査役 2021年5月 当社社外取締役[監査等委員] (現 任) (重要な兼職の状況) 中島公認会計士事務所代表 株式会社Orchestra Holdings社外監査役	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 松本浩介氏、吉羽真一郎氏、中島由紀子氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、社外取締役を選任するための当社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、選任にあたっては東京証券取引所における独立役員の独立性に関する判断基準を参考にしております。
4. 社外取締役候補者の松本浩介氏は、他社の代表取締役や取締役を歴任し豊富な経験や幅広い知識を有しており、特に上場会社のCFOの経験も有していることから、上場会社としてのコーポレートガバナンスや投資家等に対する会社のアカウンタビリティに関する知見も深く、当社のガバナンス体制の充実、強化が期待できると判断しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、松本浩介氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって7年、監査等委員である取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
5. 社外取締役候補者の吉羽真一郎氏は、弁護士として培われた豊富な経験及び高い見識を有していることに加え、上場会社の社外取締役や社外監査役等を歴任しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断しており、選任をお願いするものであります。また、吉羽真一郎氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。
6. 社外取締役候補者の中島由紀子氏は、公認会計士としての豊富な経験と幅広い見識を有していることに加え、上場会社の社外監査役等を歴任しており、当社のガバナンス体制の一層の充実、強化が期待できると判断しており、選任をお願いするものであります。また、中島由紀子氏は現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
7. 当社は、松本浩介氏、吉羽真一郎氏及び中島由紀子氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき次の内容の責任限定契約を締結しております。各氏の選任が承認された場合、当社は各氏と当該契約を継続する予定であります。
- (責任限定契約の内容の概要)
- 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。なお、当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。
8. 当社は、松本浩介氏、吉羽真一郎氏及び中島由紀子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。各氏の選任が承認された場合は、当社は引き続き各氏を独立役員とする予定であります。
9. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求をうけることによって生ずることのある損害について補填することを目的としており、各候補者が選任された場合には、その被保険者に含まれることとなります。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

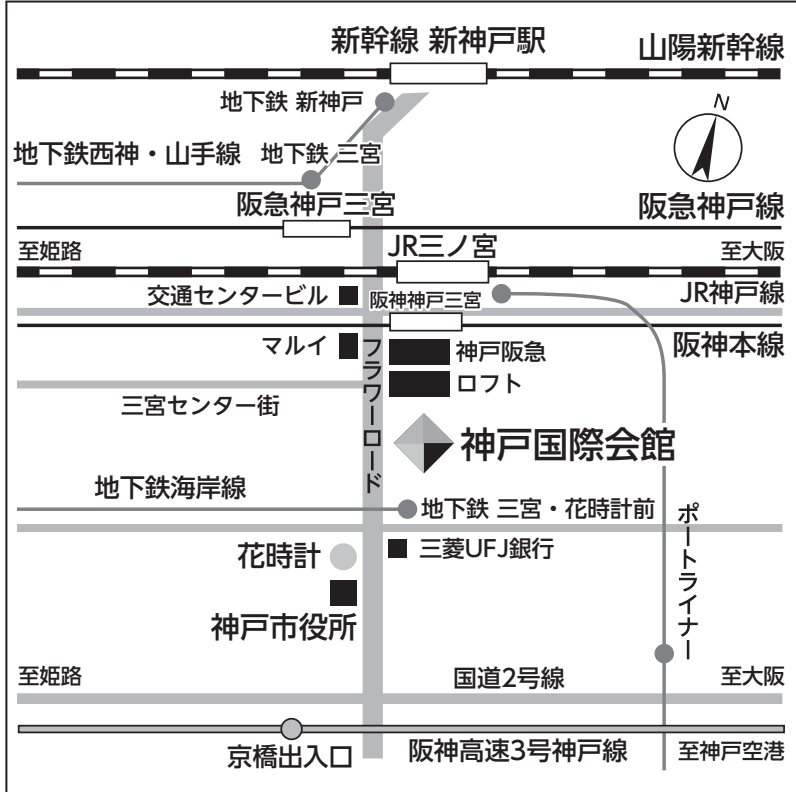
ふ り が な 氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位及び担当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所 有 す る 当社の株式数
お お も り こ う へ い 大 森 康 平 (1979年4月28日) 【取締役候補者】	2006年3月 当社入社 2015年2月 当社事業部エリアマネージャー 2021年10月 当社管理部(現任)	21,200株

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 2. 大森康平氏は、補欠の取締役候補者であります。  
 3. 補欠の取締役候補者の大森康平氏は、当社の様々な部門の業務に精通しており、これまでの豊富な経験と見識を活かすことにより、当社の監査機能や取締役会における意思決定・監督機能の実効性を期待できると判断し、補欠の取締役として選任をお願いするものであります。  
 4. 当社は、大森康平氏が選任され、取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき次の内容の責任限定契約を締結する予定であります。  
 (責任限定契約の内容の概要)  
 当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。なお、当該責任限定が認められるのは、当該取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られるものとする。  
 5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結することを予定しております。当該契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関して責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求をうけることによって生ずることのある損害について補填することを目的としており、大森康平氏が選任され、取締役に就任した場合、その被保険者に含まれることとなります。

以 上

# 株主総会会場ご案内図

会場：兵庫県神戸市中央区御幸通八丁目1番6号  
神戸国際会館セミナーハウス 9階 大会場  
TEL 078-230-3196



- 交通 J R 三ノ宮駅より 徒歩3分  
阪急電車 神戸三宮駅より徒歩3分  
阪神電車 神戸三宮駅より徒歩2分  
神戸市営地下鉄山手線 三宮駅より徒歩5分  
神戸市営地下鉄海岸線 三宮・花時計前駅より直結

UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン  
フォントを採用しています。